

福岡医発第1979号(地)
平成20年 2月 1日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

「老人福祉法の一部を改正する法律の施行について（通知）」の送付について

老人福祉法の一部を改正し、厚生連（農業協同組合連合会）が特別養護老人ホームを設置することを認めるとした厚生労働省老健局長通知が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方
よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(介67)

平成20年1月28日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

天 本



「老人福祉法の一部を改正する法律の施行について（通知）」
の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る1月22日に開催いたしました「平成19年度 第3回 都道府県医師会長協議会」において、ご説明をいたしました老人福祉法の一部を改正し、厚生連（農業協同組合連合会）が特別養護老人ホームを設置することを認めた厚生労働省老健局長通知を、ご参考にお送りいたします。

つきましては、貴会傘下の地域医師会および会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

(添付資料)

・「老人福祉法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

(老発第 1219005 号 平成 19.12.19 厚生労働省老健局長通知)

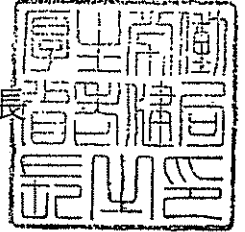




老発第1219005号
平成19年12月19日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



「老人福祉法の一部を改正する法律」の施行について（通知）

「老人福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が平成19年12月19日に公布され、同日から施行されることとなりました。

法改正の内容、留意事項等は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知については、農林水産省経営局協同組織課と協議済みであるので念のため申し添えます。

記

第1 法改正の趣旨

医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は、特別養護老人ホームを設置することができるものとする。

第2 法改正の内容

医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）を老人福祉法第15条第4項、第16条第3項及び第4項並びに同法附則第7条の規定（各条中特別養護老人ホームに係る部分に限る。）の適用については、社会福祉法人とみなすこと。

第3 留意事項

1. 特別養護老人ホームを設置する厚生連に対する地方公共団体の補助について

老人福祉法第24条第2項に「都道府県は、・・・社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる」との規定がある。また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項では、「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、・・・社会福祉法人に対し、補助金を支出・・・ことができる。」との規定がある。

これらの条文については、改正後においても、厚生連を社会福祉法人とみなして適用されることはないが、地方公共団体は、社会福祉法人に対するのと同様に、厚生連が設置する特別養護老人ホームに対して補助することができるものである。

2. 組合員外の利用について

厚生連が行う老人福祉に関する事業については、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第19項及び同法施行令（昭和37年政令第271号）第1条の2第2号により、組合員外の利用が全体の50%を超えてはならないこととされている。

一方で、特別養護老人ホームが入所者を決定する際には、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）第7条第2項により、入所申込者数が施設の空いている床数を超えている場合には、介護の必要の程度や家族の状況等を勘案し、入所の必要性が高いと認められる申込者を優先的に入所させるよう努めなければならないこととされている。

厚生連が設置した特別養護老人ホームの利用に際しては、下記の取扱いとするので、厚生連から特別養護老人ホームの設置認可申請がなされた場合には、運営に際して次の留意事項を徹底するよう御指導をお願いしたい。また、指導監査を実施する場合にも、下記の事項が遵守されているかどうか十分な確認をお願いしたい。

(1) 特別養護老人ホームの入所者の決定は、各施設において入所申込者の介護の必要の程度や家族の状況等を勘案して公平・公正に決定すべきものであり、組合員以外の入所者を一方的に退所させたり、組合員でないという理由だけで新規入所を拒否したり、非組合員である入所者に組合への加入を強制したりすることは、特別養護老人ホームの性質や上記優先入所の考え方に照らして不適当であること。

(2) 組合員外の利用割合については、当該厚生連の一事業年度を通じて上記の基準を超えていないかどうかで判断することとし、また、個々の施設ごとではなく、当該厚生連が実施する老人福祉事業全体で判断すること。

なお、組合員と同一の世帯に属する者は組合員とみなされること。
（農業協同組合法第10条第24項）

第4 施行日

公布の日（平成19年12月19日）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 老人福祉法の一部を改正する法律 (一一〇)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (一一一)

〔政 令〕

- 統計法施行令の一部を改正する政令 (三七七)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二七八)
- 原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三七九)
- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令 (三八〇)
- 国民年金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三八一)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令 (三八二)

〔府 令〕

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府八七)
- 前払式証票の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令 (同八八)

〔省 令〕

- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一五〇)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則 (同一五一)

〔告 示〕

- 文化財を登録有形文化財に登録する件 (文部科学一四三)
- 登録有形文化財の登録を抹消した件 (同一四四)

〔公 告〕

諸 事 項

- 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社工事一部完了、住宅型式性能認定関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された 法令のあらまし

○老人福祉法の一部を改正する法律 (法律第一三〇号) (厚生労働省)

- 1 医療法 (昭和二十三年法律第二〇五号) 第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は、特別養護老人ホームを設置することができるとした。(附則第六条の二関係)
- 2 この法律は、公布の日から施行することとした。

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (法律第一三一号) (厚生労働省)

- 1 保険給付等に関する特例等
(一) 国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、事業主が、被保険者の保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付したことが明らかでない場合 (当該保険料 (以下「未納保険料」という。) を徴収する権利が時効によつて消滅する前に被保険者の資格に係る届出等があつた場合を除く。) に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、未納保険料に係る期間を有する者 (以下「特例対象者」という。) の被保険者の資格の確認又は標準報酬の改定若しくは決定 (以下「確認等」という。) を行うものとする。ただし、特例対象者が、事業主が保険料を納付していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでないこととした。(第一条第一項関係)
- (二) 社会保険庁長官は、(一)の確認等を行ったときは、特例対象者の年金記録の訂正を行い、厚生年金保険の被保険者であつた期間について厚生年金保険法による保険給付を行うものとする。こととした。(第一条第二項及び第三項関係)
- (三) (二)の場合において、国民年金法を適用するときは、(二)の期間については保険料納付済期間に算入し、年金記録の訂正を行うものとする。こととした。(第一条第四項関係)
- (四) (二)及び(三)の場合において、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律を適用するときは、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に、厚生年金保険法の規定による届出があつたものとする。こととした。(第一条第五項関係)
- 2 特例納付保険料の納付等
(一) 社会保険庁長官が(一)の確認等を行った場合には、事業主は、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができるとし、社会保険庁長官は、事業主に対して、納付を勧奨しなければならないこととした。(第二条第一項及び第二項関係)
- (二) (一)の場合において、法人である事業主に係る事業が廃止されているとき等には、当該法人の役員であつた者は、特例納付保険料を納付することができるとし、社会保険庁長官は、当該者に対して、納付を勧奨しなければならないこととした。(第二条第三項及び第四項関係)
- (三) 社会保険庁長官は、4の公表を行う前に(一)又は(二)の勧奨を行う場合には、事業主又は役員であつた者 (以下「事業主等」という。) に対して、期限までに(四)の申出を行わないときは4の公表を行う旨を、併せて通知するものとする。こととした。(第二条第五項関係)
- (四) 事業主等は、(一)又は(二)の勧奨を受けた場合には、特例納付保険料を納付する旨を申し出ることができるとし、申出を行つた場合には、納期限までに納付しなければならぬこととした。(第二条第六項及び第七項関係)
- (五) 特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収することとした。(第二条第八項関係)
- (六) 国は、毎年度、4の公表を行った後において、期限までに申出が行われなかつた場合又は勧奨を行うことができない場合に該当するとき (保険料が納付されたから明らかなでない) と認められるときを除く。は、特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担することとした。(第二条第九項関係)

法 律

- 3 学生納付特例事務法人の指定の対象となる法人及び教育施設を規定することとした。(第一一条の七及び第一一条の八関係)
- 4 保険料納付確認団体の指定の対象となる団体規定することとした。(第一一条の九関係)

二 特別会計に関する法律施行令の一部改正関係
独立行政法人福祉医療機構から年金特別会計への納付金について、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定へ繰入れる方法を規定することとした。(第五七条関係)

三 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

〇厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(政令第三八二号)(厚生労働省)

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という)の規定により企業年金連合会が行う標準給与の改定又は決定は、厚生年金保険法の規定により厚生年金基金が行う標準給与の改定又は決定の例によるものとする(第一一条関係)
- 2 特例法の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法等の規定を適用する場合における読替え等を定めることとした。(第二一条関係)
- 3 特例法に規定する社会保険庁長官の権限の委任等について所要の規定の整備を行うこととした。(第三条及び第四条関係)
- 4 この政令は、公布の日から施行することとした。

老人福祉法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第三十号

老人福祉法の一部を改正する法律

老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六條の次に次の一条を加える。

(特別養護老人ホームの設置に係る特例)

第六條の二 医療法(昭和二十三年法律第二百五十一号)第三十一條に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は、第十五條第四項、第十六條第三項及び第四項並びに次條の規定(これらの規定中特別養護老人ホームに係る部分に限る。)の適用については、社会福祉法人とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第三十一号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(保険給付等に関する特例等)

第一條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十七條に規定する事業主が、同法第八十四條第一項又は第二

項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二條第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という)を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七條の規定による届出又は同法第三十一條第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している場合に限る。)に該当するもの)の当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下「この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

2 社会保険庁長官は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十八條の規定により記録した事項の訂正を行うものとする。

3 前項の訂正が行われた場合における厚生年金保険法第七十五條ただし書の規定(他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。)の適用については、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七條の規定による届出があつたものとし、社会保険庁長官が確認等を行った特例対象者の厚生年金保険の被保険者であつた期間について同法による保険給付(これに相当する給付を含む。以下同じ。)を行うものとする。

4 前二項の場合において、国民年金法(昭和十四年法律第四十一号)の規定を適用するときは、前項に規定する期間の計算の基礎となつた月に係る同法第七條第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間については、同法第五條第二項に規定する保険料納付済期間に算入し、同法第十四條の規定により記録した事項の訂正を行うものとする。

5 前三項の場合において、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第十一号)第一條及び第二條(これらの規定を同法附則第二條

において準用する場合を含む。)の規定を適用するときは、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に、厚生年金保険法第二十七條の規定による届出があつたものとする。

6 社会保険庁長官は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九條第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

7 社会保険庁長官は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九條第五項の規定による公告を行うものとする。

(特例納付保険料の納付等)

第二條 社会保険庁長官が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた前条第一項の事業主(当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であつた個人を含む。以下「対象事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができ。

2 社会保険庁長官は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料(以下「特例納付保険料」という。)の納付を勧奨しなければならぬ。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象事業主(法人である対象事業主に限る。)に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)であつた者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付することができ。

(参考条文)

医療法（昭和23年法律第205号）

第四節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。）は、第三十条の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

（施設の設置）

第十五条 1～3 （略）

4 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

5・6 （略）

（廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加）

第十六条 1・2 （略）

3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

（都道府県の補助）

第二十四条 （略）

2 都道府県は、前項に規定するもののほか、市町村又は社会福祉法人に対し、老人の福祉のための事業に要する費用の一部を補助することができる。

（準用規定）

第二十五条 社会福祉法第五十八条第二項 から第四項 までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号 の規定若しくは同法第三条第一項第四号 及び同条第二項 の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

附 則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第一百八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者(昭和26年厚生省告示第167号)

医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の開設者を次のように定める。

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する地方公共団体の組合
- 2 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会及び国民健康保険法施行法(昭和33年法律第193号)第2条の規定により国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合
- 3 日本赤十字社
- 4 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 5 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会
- 6 社会福祉法人北海道社会事業協会

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（助成及び監督）

第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 第五十六条第五項から第七項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

（入退所）

第七条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～十 （略）

十一 医療に関する施設

十二 老人の福祉に関する施設

十三～十五 （略）

○19 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第九項の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで及び第七項から第十項までの規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

○24 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第十九項ただし書及び第二十項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）

第一条の二 法第十条第十九項 ただし書の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項 ただし書の政令で定める割合は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 （略）

二 法第十条第一項第八号 の事業のうち加工に係るもの及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第五条 の生乳受託販売に係るもの（同条の指定を受けた生乳生産者団体が行うものに限る。）、法第十条第一項第九号、第十一号及び第十二号の事業並びに同条第三項 の信託の引受けの事業 百分の百